

「強姦罪」に関する男女共同参画の視点からの記述

○女性に対する暴力に関する基本的方策について（答申）

平成12年7月 男女共同参画審議会

（2）性犯罪

② 今後の取組

イ 強姦罪等

強姦罪については、その成立について「暴行又は脅迫」ではなく、「被害者の意思に反すること」とすべきとの意見もあるが、刑罰を科すに当たっての要件は、できるだけその行為につき、客観的に判断が可能なものとするのが相当である。また、「被害者の意思に反する」ような事例は、おおむね暴行又は脅迫行為の認定が可能であるため、この問題はむしろ「暴行又は脅迫」があったと認められるか否かの事実認定の問題ではないかと考えられる。なお、事実認定に当たっては、女性に対する暴力は女性の人権に深くかかわる社会的・構造的な問題であることを十分に理解した上で「暴行又は脅迫」についての事実認定がされることが望まれる。

また、強姦罪が親告罪であることが、被害が潜在する一因となっているのではないかと意見もあるが、強姦致傷罪や複数の者による強姦罪は親告罪ではなく、また、本年5月の法改正による性犯罪の告訴期間の撤廃及び被害者のプライバシーを考えると、親告罪であることには意味があると考えられる。

また、強姦罪・強姦致死傷罪の法定刑が強盗罪・強盗致傷罪・強盗致死罪の法定刑と比較して軽すぎるとの指摘があるが、裁判の運用を見ると、現実には厳しく罰せられている。むしろ、法定刑について刑法全体の見直しが行われる際の問題であると考えられる。

○男女共同参画基本計画

平成12年12月 閣議決定

（3）性犯罪への対策の推進

ア 性犯罪への厳正な対処

- ・ 関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進

女性に対する性犯罪への対処のため、強姦罪、強制わいせつ罪、児童福祉法の淫行をさせる罪等、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。

○女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策（報告）

平成16年3月 女性に対する暴力に関する専門調査会

1 性犯罪

（1）加害者の厳正な処罰

ア 強姦罪の法定刑の引上げ

強姦は、加害者の性欲、支配欲等の欲望を満たすため、被害者の人格を踏みにじる行為であり、強姦された被害者の身体的、精神的苦痛は大きく、その回復には困難が伴うものである。しかも、強姦の認知件数は、平成8年までは1500件前後で推移していたがその後増加に転じ、平成15年には2500件近くにまで増えており、強姦に対する強い社会的非難を刑罰の形で表すため、また、その発生を抑止するためにも、強姦罪の法定刑（刑法第177条、2年以上の有期懲役）の下限を3年に引き上げるなど、他の凶悪犯罪の刑との均衡も考慮しつつ、法定刑の引上げを検討するべきである。

イ 家庭内における児童に対する性的虐待への厳正な対処

性的虐待については、たとえ加害者が近親者であったとしても、また、家庭内で行われたとしても犯罪行為に当たることは、言うまでもない。

特に家庭内における児童に対する性的虐待は、本来児童を庇護すべき立場にある者等が、物質的かつ精神的に圧倒的優位な立場等を利用しており、断じて許すことのできないものである。

我が国においては、これまでこうした暴力は、家庭内の出来事として潜在化する傾向にあった。このため、発覚した事案は、いずれも悲惨なものであり、加害者を厳正に処罰するとともに、被害者を保護することが急務である。

刑法上の強姦罪は、13歳未満の女子を姦淫した者については、手段の如何を問わず、かつ同意があっても2年以上の有期懲役に処するものとされており、家庭内における児童に対する性的虐待であってもこの要件に該当するものは当然強姦罪として処罰されることになる。

また、児童福祉法においても、児童に淫行をさせる行為を禁じており、違反者は10年以下の懲役又は50万円以下の罰金（平成17年4月1日からは10年

以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科)に処せられることとされている。近年、家庭内における児童に対する性的虐待について、この条項を適用し、児童に淫行をさせる罪として処罰がなされてきており、今後ともこれらを適用して家庭内における児童に対する性的虐待の取締りの強化に努めるべきである。

児童に対する性的虐待は、児童虐待に対する対処の過程で判明することが往々にしてある。このため、保育士、教員、医師等に対する啓発活動を行うことにより、性的虐待の顕在化を図る必要がある。また、家庭内における児童に対する性的虐待への対処については、被害を受けた児童の精神面にも配慮し、児童福祉法を活用することにより児童福祉の観点から行うことが望ましい。

このように、児童に対する性的虐待については、被害者が訴え出ることが困難であるというその特性にかんがみ、強姦罪等とは別の処罰規定を設けるよりも、むしろ、悪質な事案につき厳正に対処して加害者を処罰するために、まずは事案の顕在化を促すことを第一に考えていくことが必要である。

○第2次男女共同参画基本計画

平成17年12月 閣議決定

(3) 性犯罪への対策の推進

ア 性犯罪への厳正な対処等

○関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進

- ・女性に対する性犯罪への対処のため、平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。

○第3次男女共同参画基本計画

平成22年12月 閣議決定

3 性犯罪への対策の推進

ア 性犯罪への厳正な対処等

①関係諸規定の厳正な運用と適切かつ強力な捜査の推進

- ・女性に対する性犯罪への対処のため、平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、

適切な科刑の実現に努める。さらに、強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。